



福県医発第 856 号（地）  
平成 28 年 6 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松 田 峻一良  
（公 印 省 略）

「平成 28 年熊本地震による被災に係る一部負担金等の取扱いについて」  
の更なる周知徹底について

標記の件につきましては、平成 28 年 4 月 25 日付福県医発第 321 号（地）「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」から、平成 28 年 5 月 11 日付福県医発第 490 号（地）「同件名（その 8）」まで、日本医師会から通知が発出された都度、ご連絡しているところです。

今般、熊本県以外の医療機関等によって、今回の取扱いをご存知ないケースが見受けられ、被保険者から一部負担金等を猶予されず支払ったとの問い合わせがあった旨、福岡県保健医療介護部医療保険課を通じて、熊本県健康福祉部健康局より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、今回の一部負担金等の支払猶予の取扱いについて、改めて貴会会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、別添周知用チラシにつきましては、平成 28 年 4 月 26 日付福県医発第 335 号（地）「同件名（その 2）」にて送付しておりますことを申し添えます。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎  
会長 白石恒明

公印省略

28医保第634号

平成28年6月15日

福岡県医師会長  
福岡県歯科医師会長  
福岡県薬剤師会長

殿

福岡県保健医療介護部医療保険課長  
(保険審査係)

「平成28年熊本地震による被災に係る一部負担金等の取扱いについて」  
の更なる周知徹底について（通知）

標記について、別添のとおり、熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課長から  
更なる周知依頼がありましたので、お知らせします。

すでに「医療機関・薬局の方々へ」に向けた周知用チラシ等により、貴会員に周知さ  
れていることと存じますが、改めて貴会員に対して周知いただきますようお願いしま  
す。





国高第 244 号

平成 28 年 6 月 13 日

九州各県健康保険主管課長

九州各県後期高齢者医療主管課長

様

熊本県健康福祉部健康局

国保・高齢者医療課長

「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」  
の更なる周知徹底について（依頼）

平素から本県の国民健康保険行政及び後期高齢者医療行政の推進につきまして、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱い」につきまして、平成 28 年 4 月 23 日付けメールで厚生労働省保険局医療課から「医療機関・薬局の方々へ」の周知用チラシが送付され、関係団体や医療機関等に周知されていることと存じますが、本県以外の医療機関等によっては、今回の取扱いを御存知ないケースが見受けられ、被保険者から一部負担金等を猶予されず支払った旨の問合せが本県に対し寄せられているところです。

つきましては、今回の一部負担金等の支払猶予の取扱いについて、改めて関係機関等に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課

高齢者医療班 担当：中島、工藤

Tel : 096-333-2223

メール：nakashima-t-hd@pref.kumamoto.lg.jp

国高第 244 号  
平成 28 年 6 月 13 日

公益社団法人 熊本県医師会長  
一般社団法人 熊本県歯科医師会長  
公益社団法人 熊本県薬剤師会長  
一般社団法人 熊本全日病会長  
熊本県公的病院長会長  
全国自治体病院協議会熊本県支部長  
一般社団法人 日本病院会熊本県支部長  
一般社団法人 熊本県医療法人協会長  
公益社団法人 熊本県精神科協会長

様

熊本県健康福祉部健康局  
国保・高齢者医療課長

「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」  
の更なる周知徹底について（依頼）

平成 28 年 5 月 24 日付け国高第 177 号で通知した「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」における周知については、既に「医療機関・薬局の方々へ」に向けた周知用チラシ等により、貴会員に周知されていることと存じますが、医療機関等によっては、今回の取扱いを御存知ないケースが見受けられ、被保険者から一部負担金等を猶予されず支払った旨の問合せが県に対し寄せられているところです。

つきましては、今回の一部負担金等の支払猶予の取扱いについて、改めて貴会員に対し周知いただくとともに、機関誌やホームページへの掲載等、様々な機会を通じて更なる周知をしていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課  
高齢者医療班 担当：中島、工藤  
TEL：096-333-2223  
メール：nakashima-t-hd@pref.kumamoto.lg.jp



## 被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

### 1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、

患者さんの

- ・氏名、生年月日
- ・連絡先(電話番号等)
- ・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)を確認し、保険診療として取り扱います。

### 2. 以下の方々については、平成28年7月末までの 診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け 取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。(熊本県以外の医療機関・薬局においても同様です。)

※入院時食事療養費・入院時生活療養費は、従来と同様支払いを受けてください。

(1)熊本地震に係る災害救助法の適用地域の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ①熊本県全域の市町村国保及び熊本県後期高齢者医療
  - ②協会けんぽ、熊本県内に所在する健保組合等の一部の健康保険組合等
- (詳細は、厚生労働省HP「平成28年熊本地震関連情報」における「熊本地震で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2)以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。